

財団法人青森県国際交流協会 寄附行為

平成 3年 4月 1日	制 定
平成 6年 4月 1日	一部変更
平成 11年 4月 1日	一部変更
平成 14年 4月 1日	一部変更
平成 15年 4月 1日	一部変更
平成 18年 4月 1日	一部変更
平成 19年 6月 18日	一部変更
平成 20年 6月 17日	一部変更
平成 22年 4月 6日	一部変更

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、財団法人青森県国際交流協会(以下「協会」という。)という。

(事務所)

第 2 条 協会は、事務所を青森県青森市安方 1 丁目 1 番 3 2 号に置く。

(目的)

第 3 条 協会は、県民の国際交流・国際協力に関する幅広い分野での活動を促進することにより、県民と世界の人々との相互理解と友好親善を深め、もって県民の福祉と文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際交流・国際協力に関する啓発及び活性化事業
- (2) 国際活動団体、ボランティア等への支援及び連絡調整
- (3) 在住外国人に対する支援事業
- (4) 国際交流・国際協力に関する情報収集・提供事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第 2 章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第 5 条 協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 会費

(6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 協会の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 協会の設立後に理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 協会の資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち現金は、確実な金融機関等に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会の同意を得、かつ、青森県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 協会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第11条 協会の事業計画及び予算は、会長が作成し、その事業年度開始前に理事会及び評議員会の承認を得て、青森県知事に届け出なければならない。

2 会長は、前項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、青森県知事に届け出なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(事業報告、決算及び財産目録)

第12条 協会の事業報告、決算及び財産目録は、会長が作成し、監事の監査を受け、理事会及び評議員会の承認を得て、その事業年度終了後3月以内に青森県知事に報告しなければならない。

(長期借入金)

第13条 協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を得、かつ、青森県知事に届け出なければならない。

第3章 役員及び事務局

(役員の種別及び選任)

第14条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 常務理事 1人
- (4) 理事（会長、副会長及び常務理事を含む。） 10人以上15人以内
- (5) 監事 2人

2 会長は、理事の互選により定める。

3 理事及び監事は、評議員会において選任する。

4 副会長及び常務理事は、理事の中から会長が任命する。

5 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。

（役員職務）

第15条 会長は、協会を代表し、業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐するとともに、会長があらかじめ定めた順序により、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

3 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、業務を処理するとともに、会長及び副会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長及び副会長が欠けたときは、その職務を行う。

4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

5 監事は、民法（明治29年法律第89号）第59条の職務を行う。

（役員任期）

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（役員解任）

第17条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときには、その役員にあらかじめ通知するとともに、当該役員に解任の議決を行う理事会及び評議員会において弁明の機会を与えなければならない。

（役員に対する報酬）

第18条 役員には、報酬を支給することができる。

2 報酬を受ける役員、報酬の額等については、会長が理事会の議決を経て別に定める。

（事務局）

- 第19条 協会の事務を処理するため、協会に事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。
 - 3 事務局長及びその他の職員は、会長が任免する。
 - 4 事務局に関する規程は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

第4章 評議員及び評議員会

(評議員)

- 第20条 協会に、評議員15人以上20人以内を置く。
- 2 評議員は、理事会で選出し、会長が委嘱する。
 - 3 第16条から第18条までの規定は、評議員について準用する。

(評議員会)

- 第21条 評議員会は、評議員をもって構成する。
- 2 評議員会は、会長が必要と認めたとき及び監事から会議の目的である事項を記載した書面をもって開催の請求があったときに開催する。
 - 3 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員が互選する。
 - 4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、会長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
 - 5 評議員会には、第28条から第31条までの規定を準用する。

第5章 賛助会員

(賛助会員)

- 第22条 協会は、協会の目的に賛同する者を賛助会員として置くことができる。
- 2 賛助会員について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

第6章 理事会

(構成)

- 第23条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第24条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、協会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

- 第25条 理事会は、定例会を毎年2回開催し、次に掲げる場合には臨時会を開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 理事現在数の3分の1以上又は監事から会議の目的である事項を記載した書面をもって開催の請求があったとき。

(招集)

第26条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2号の場合には、請求の日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会の招集は、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも5日前までに理事に通知しなければならない。

(議長)

第27条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第28条 理事会は、理事現在数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 理事会の議決は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事会に出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第30条 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については出席した者とみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長その他、出席した理事のうちからその理事会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第32条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の同意を得、かつ、青森県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第33条 協会は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上

の同意を得、かつ、青森県知事の承認があったときに解散する。

- 2 解散のときに存する残余財産は、理事会及び評議員会の議決を経、かつ、青森県知事の許可を得て協会と類似の目的を有する他の団体又は地方公共団体に寄附するものとする。

第8章 補則

(委任)

- 第34条 この寄附行為に定めるもののほか、寄附行為の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、事業団の設立許可のあった日から施行する。
- 2 事業団の設立初年度の事業計画及び予算は、第11条第1項の規定にかかわらず、平成4年3月31日までとする。
- 3 事業団の設立当初の役員は、第14条第2項から第4項までの規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 事業団の設立当初の役員のうち報酬を受ける者及びその額等については、第18条第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 5 事業団の設立当初の事務局に関する規程は、第19条第4項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

附 則

この寄附行為は、青森県教育委員会の認可があった日(平成6年4月1日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第14条第3項の変更規定は、主務官庁の認可があった日から施行する。

(臨時理事会の開催)

- 2 変更後の財団法人青森県国際交流協会寄附行為第25条及び第26条の規定にかかわらず、平成18年4月1日に理事会を開催する。
- 3 前項の理事会の議長は、変更後の財団法人青森県国際交流協会寄附行為第27条

の規定にかかわらず、理事が互選する。

附 則

(施行期日)

1 この寄附行為は、主務官庁の認可があった日(平成19年6月18日)(以下「施行日」という。)から施行する。

(評議員の選出)

2 理事会は、施行日前において、あらかじめ改正後の財団法人青森県国際交流協会寄附行為第20条の2の規定による評議員の選出を行うことができるものとする。

(評議員の委嘱)

3 前項の規定により評議員の選出が行われた場合には、会長は、施行日に、改正後の財団法人青森県国際交流協会寄附行為第20条の2の規定により当該評議員を委嘱するものとする。

(施行期日)

1 この寄附行為は、主務官庁の認可があった日(平成20年6月17日)(以下「施行日」という。)から施行する。

附則

この寄附行為は、青森県知事の認可があった日(平成22年4月6日)(以下「施行日」という。)から施行する。